

秋田県公報

目 次

○一般職の職員との給与に関する条例等の一部を改正する条例 (三五・人事課).....	3
○知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例 (三六・人事課).....	5
○市町村への権限移譲の推進に関する条例及び秋田県租税特別措置法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(三七・市町村課).....	5
○秋田県病院開設許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例(三八・医務課).....	6
○秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例の一部を改正する条例(三九・県民文化政策課).....	7
○市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(四〇・教育庁総務課).....	7
○教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例(四一・教育庁総務課).....	8
○秋田県警察組織条例の一部を改正する条例(四二・警務課).....	8
○秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(四三・警務課).....	9
○秋田県議会委員会条例の一部を改正する条例(四四・委員会提出).....	9
○県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例(四五・議員提出).....	9

この号で公布された条例のあらまし

◇一般職の職員との給与に関する条例等の一部を改正する条例(秋田県条例第三五号)

1 一般職の職員との給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二二号)の一部改正(第一条による改正)

平成二十一年六月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のとおり引き下げることとした。(附則第四項関係)

(一) 期末手当

再任用職員以外の職員	職員の区分		再任用職員以外の職員
	特定幹部職員	再任用職員以外の職員	
特定幹部職員	一〇〇分の一一	五	一〇〇分の一一
特定幹部職員	一〇〇分の七五	一〇〇分の七五	一〇〇分の七〇
特定幹部職員	一〇〇分の六五	一〇〇分の六五	一〇〇分の六〇

(二) 勤勉手当

再任用職員以外の職員	職員の区分		再任用職員以外の職員
	特定幹部職員	再任用職員以外の職員	
特定幹部職員	一〇〇分の九二	五	一〇〇分の八二
特定幹部職員	一〇〇分の三五	一〇〇分の三五	一〇〇分の三〇
特定幹部職員	一〇〇分の四五	一〇〇分の四五	一〇〇分の四〇

2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成二十二年秋

田県条例第一五二号)の一部改正(第二条による改正)

(一) 平成二十一年六月に支給する期末手当の支給割合を一〇〇分の一四〇(現行一〇〇分の一五五)に引き下げることとした。(附則第二項関係)

(二) その他所要の規定の整理を行うこととした。

3 一般職の任期付職員等の採用等に関する条例(平成一四四年秋田県条例第六九号)の一部改正(第三条による改正)

(一) 平成二十一年六月に支給する特定任期付職員の期末手当の支給割合を一〇〇分の一四〇(現行一〇〇分の一五五)に引き下げることとした。(附則第二項関係)

(二) その他所要の規定の整理を行うこととした。

4 施行期日等

(一) この条例は、公布の日から施行することとした。

(二) 平成二十一年六月に支給する期末手当及び勤勉手当の引き下げ分に相当する支給割合に係るこれらの手当の取扱については、人事委員会の行う平成二十一年度の期末手当及び勤勉手当に係る勧告の内容等を踏まえ、必要な措置を講ずることとした。

◇知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第三六号)

1 知事等の期末手当について平成二十一年六月から平成二十四年一二月までの間に限り、知事については二〇パーセント、副知事及び常勤の監査委員については一五パーセント減額することとした。(附則第五項関係)

2 平成二十一年六月に支給する知事等の期末手当の支給割合を一〇〇分の一四〇(現行一〇〇分の一五五)とすることとした。(附則第六項関係)

3 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

◇市町村への権限移譲の推進に関する条例及び秋田県租税特別措置法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第三七号)

1 市町村への権限移譲の推進に関する条例(平成一六六年秋田県条例第七一号)の一部改正(第一条による改正)

引用している租税特別措置法(昭和三十三年法律第二六号)の条項を改めることとした。(別表第六五関係)

2 秋田県租税特別措置法関係手数料徴収条例(平成二十二年秋田県条例第二五号)の一部改正(第二条による改正)

引用している租税特別措置法の条項を改めることとした。

3 (別表関係)
 施行期日
 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇秋田県病院開設許可手数料徴収条例の一部を改正する条例
 (秋田県条例第三八号)

1 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができることとした。(第四条関係)
 2 施行期日等

(一) この条例は、公布の日から施行することとした。
 (二) 1は、平成二十二年四月二十八日以後に行われた診療所の開設の許可の申請又は病院の構造設備の検査の申請(新型インフルエンザの発生に対応するものに限る。)に係る手数料について適用することとした。

◇秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第三九号)

1 引用している電子公告規則(平成一八年法務省令第一四号)の条項を改めることとした。(第八条の二関係)
 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◇市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第四〇号)

1 平成二十二年六月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のとおり引き下げることにした。(附則第四項関係)
 (一) 期末手当

職員の区分	改正前	改正後
再任用職員以外の職員	一〇〇分の一三五	一〇〇分の一二〇
再任用職員	一〇〇分の七五	一〇〇分の七〇

(二) 勤勉手当

職員の区分	改正前	改正後
再任用職員以外の職員	一〇〇分の七二・五	一〇〇分の六七・五

再任用職員
 一〇〇分の三五
 一〇〇分の三〇

2 施行期日等

(一) この条例は、公布の日から施行することとした。
 (二) 平成二十二年六月に支給する期末手当及び勤勉手当の引き下げ分に相当する支給割合に係るこれらの手当の取扱いについては、人事委員会の行う平成二十一年度の期末手当及び勤勉手当に係る勧告の内容等を踏まえ、必要な措置を講ずることとした。

◇教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第四一號)

1 教育長の期末手当について平成二十二年六月から平成二十四年二月までの間に限り、一五パーセント減額することとした。(附則第三項関係)
 2 平成二十二年六月に支給する教育長の期末手当の支給割合を一〇〇分の一四〇(現行一〇〇分の一五五)とすることとした。(附則第四項関係)
 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◇秋田県警察組織条例の一部を改正する条例(秋田県条例第四二號)

1 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関する事務を警務部の所掌事務とすることとした。(第三条関係)
 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◇秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第四三號)

1 チャレンジ講習等が運転免許の更新期間が満了する日における年齢が七〇歳以上七五歳未満の受講者に係るものと七五歳以上の受講者に係るものに区分されたことから、所要の規定の整備を行うこととした。(第一三条関係)
 2 施行期日

この条例は、平成二十二年六月一日から施行することとした。

◇秋田県議会委員会条例の一部を改正する条例(秋田県条例第四四號)

1 議会運営委員会の委員の定数を一人(現行一五人以内)

において議会の議決で定める」に改めることとした。(第二条の二関係)
 2 施行期日等

(一) この条例は、公布の日から施行することとした。
 (二) この条例の施行に關し所要の経過措置を規定することとした。

◇県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第四五號)

1 平成二十二年六月に支給する県議会議員の期末手当の支給割合を一〇〇分の一四〇(現行一〇〇分の一五五)とすることとした。(附則第四項関係)
 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 一 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
 - 二 知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例
 - 三 市町村への権限移譲の推進に関する条例及び秋田県租税特別措置法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例
 - 四 秋田県病院開設許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例
 - 五 秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例の一部を改正する条例
 - 六 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
 - 七 教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例
 - 八 秋田県警察組織条例の一部を改正する条例
 - 九 秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例
 - 十 秋田県議会委員会条例の一部を改正する条例
 - 十一 県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 平成二十一年五月二十九日

秋田県条例第三十五号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第五項を附則第六項とし、附則第四項を附則第五項とし、附則第三項の次に次の一項を加える。

- 4 平成二十一年六月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第二十一条第二項及び第三項並びに第二十二条第二項の規定の適用については、第二十一条第二項中「百分の百三十五、」とあるのは「百分の百二十、」と、「百分の百十五」とあるのは「百分の百五」と、同条第三項中「「百分の百三十五、」とあるのは「百分の七十五、」」とあるのは「「百分の百二十」とあるのは「百分の七十」と、「「百分の百十五」とあるのは「百分の六十五」とあるのは「「百分の百五」とあるのは「百分の六十」と、第二十二条第二項第一号中「百分の七十二・五」とあるのは「百分の

秋田県知事 佐竹 敬久

六十七・五」と、「百分の九十二・五」とあるのは「百分の八十二・五」と、同項第二号中「百分の三十五」とあるのは「百分の三十」と、「百分の四十五」とあるのは「百分の四十」とする。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第二条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年秋田県条例第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「別表第十」を「別表第十一」に改める。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第六条第二項の規定の適用については、同項中「百分の百五十五、」とあるのは「百分の百四十、」とする。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年秋田県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「別表第十」を「別表第十一」に改める。

附則第二項を次のように改める。

2 平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第八条第二項の規定の適用については、同項中「百分の百五十五、」とあるのは、「百分の百四十、」とする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 平成二十一年六月の期末手当及び勤勉手当を次の表の上欄に掲げる規定により算定することとした場合における当該規定に規定する割合とそれぞれ同表の下欄に掲げる規定によりこれらの手当を支給する際に現に用いられる当該規定に規定する割合との差に相当する割合に係るこれらの手当の取扱いについては、この条例の施行後に人事委員会の行う平成二十一年度の期末手当及び勤勉手当に係る勧告の内容等を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。

第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下この表において「改正後の条例」という。)附則第四項の規定による読み替え前の改正後の条例第二十一条第二項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)

改正後の条例附則第四項の規定による読み替え後の改正後の条例第二十一条第二項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)

<p>第二条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(以下この表において「改正後の任期付研究員条例」という。)附則第二項の規定による読替え前の改正後の任期付研究員条例第六条第二項の規定による読替え後の改正後の条例第二十一条第二項</p>	<p>改正後の任期付研究員条例附則第二項の規定による読替え後の改正後の任期付研究員条例第六条第二項の規定による読替え後の改正後の条例第二十一条第二項</p>
<p>第三条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下この表において「改正後の任期付職員条例」という。)附則第二項の規定による読替え前の改正後の任期付職員条例第八条第二項の規定による読替え後の改正後の条例第二十一条第二項</p>	<p>改正後の任期付職員条例附則第二項の規定による読替え後の改正後の任期付職員条例第八条第二項の規定による読替え後の改正後の条例第二十一条第二項</p>
<p>改正後の条例附則第四項の規定による読替え前の改正後の条例第二十二 条第二項</p>	<p>改正後の条例附則第四項の規定による読替え後の改正後の条例第二十二 条第二項</p>

秋田県条例第三十六号

知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与および旅費に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。
附則に次の二項を加える。

- 5 知事、副知事及び常勤の監査委員の期末手当の額は、平成二十一年六月から平成二十四年十二月までの間に支給するものに限り、第八条並びに前項ただし書及び次項の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から、当該算出した額に知事にあつては百分の二十、副知事及び常勤の監査委員にあつては百分の十五を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。
- 6 平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第八条第二項の規定の適用については、同項中「百分の百五十五、」とあるのは「百分の百四十、」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第三十七号

市町村への権限移譲の推進に関する条例及び秋田県租税特別措置法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例
(市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部改正)

第一条 市町村への権限移譲の推進に関する条例(平成十六年秋田県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

別表第六十五第一号中「第三十一条の二第二項第十五号ハ、第六十二条の三第四項第十五号ハ」を「第三十一条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ」に改め、同表第二号中「第三十一条の二第二項第十六号ニ、第六十二条の三第四項第十六号ニ」を「第三十一条の二第二項第十五号ニ、第六十二条の三第四項第十五号ニ」に改める。

(秋田県租税特別措置法関係手数料徴収条例の一部改正)

第二条 秋田県租税特別措置法関係手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表一の項中「第三十一条の二第二項第十五号ハ、第六十二条の三第四項第十五号ハ」を「第三十一条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ」に改め、同表二の項中「第三十一条の二第二項第十六号ニ、第六十二条の三第四項第十六号ニ」を「第三十一条の二第二項第十五号ニ、第六十二条の三第四項第十五号ニ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第三十八号

秋田県病院開設許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県病院開設許可等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(手数料の減免)

第四条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の秋田県病院開設許可等手数料徴収条例第四条の規定は、平成二十一年四月二十八日以後に行われた診療所の開設の許可の申請又は病院の構造設備の検査の申請(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第七項第一号に規定する新型インフルエンザの発生に対応するものに限る。)に係る手数料について適用する。

秋田県条例第三十九号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例の一部を改正する条例

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例(昭和五十三年秋田県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第八条の二第二項中「第二条第七号」を「第二条第九号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第四十号

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

- 4 平成二十一年六月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第二十二条第二項及び第三項並びに第二十三条第二項の規定の適用については、第二十二条第二項中「百分の百三十五」とあるのは「百分の百二十」と、同条第三項中「「百分の百三十五」とあるのは「百分の七十五」とあるのは「百分の百二十」とあるのは「百分の七十」と、第二十三条第二項第一号中「百分の七十二・五」とあるのは「百分の六十七・五」と、同項第二号中「百分の三十五」とあるのは「百分の三十」とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成二十一年六月の期末手当及び勤勉手当を次の表の上欄に掲げる規定により算定することとした場合における当該規定に規定する割合とそれぞれ同表の下欄に掲げる規定によりこれらの手当を支給する際に現に用いられる当該規定に規定する割合との差に相当する割合に係るこれらの手当の取扱いについては、この条例の施行後に人事委員会の行う平成二十一年度の期末手当及び勤勉手当に係る勧告の内容等を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。

この条例による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する条例(以下この表において「改正後の条例」という。)附則第四項の規定による読替え前の改正後の条例第二十二条第二項(同条第三項の規定により読み替えて

改正後の条例附則第四項の規定による読替え後の改正後の条例第二十二条第二項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)

適用する場合を含む。）

改正後の条例附則第四項の規定による読替え前の改正後の条例第二十三条第二項

改正後の条例附則第四項の規定による読替え後の改正後の条例第二十三条第二項

秋田県条例第四十一号

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与及び旅費等に関する条例(昭和五十八年秋田県条例第十七号)の一部を次のように改正する。
附則に次の二項を加える。

3 教育長の期末手当の額は、平成二十一年六月から平成二十四年十二月までの間に支給するものに限り、第二条並びに前項ただし書及び次項の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から当該算出した額に百分の十五を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。

4 平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第二条第四項の規定の適用については、同項中「百分の百五十五、」とあるのは「百分の百四十、」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第四十二号

秋田県警察組織条例の一部を改正する条例

秋田県警察組織条例(昭和二十九年秋田県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中第二十一号を第二十二号とし、第四号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第四十三号

秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県公安委員会関係手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第百十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第五号(一)中「運転免許に係る講習に関する規則」を「運転免許に係る講習等に関する規則」に改め、同号(二)中「に規定する影響がない者である」を「又は同条第一項第二号の表の一の項に規定する著しい影響を及ぼしている」に改め、同号(三)中「第二条第一項第一号の表の一の項」の下に「又は同条第一項第二号の表の一の項」を加え、同号(四)中「第二条第一項第一号の表の二の項」の下に「又は同条第一項第二号の表の二の項」を加える。

附 則

この条例は、平成二十一年六月一日から施行する。

秋田県条例第四十四号

秋田県議会委員会条例の一部を改正する条例

秋田県議会委員会条例(昭和三十二年秋田県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第二項中「十五人以内において議会の議決で定める」を「十一人とする」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の秋田県議会委員会条例第四条第一項又は第五条第二項の規定により議会運営委員会の委員長、副委員長又は委員として選任されている者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の秋田県議会委員会条例第四条第一項又は第五条第二項の規定により議会運営委員会の委員長、副委員長又は委員として選任されたものとみなす。

秋田県条例第四十五号

県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

県議会議員の議員報酬等に関する条例(昭和二十二年秋田県条例第十号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

4 平成二十一年六月に支給する期末手当に関する第一条の二第二項の規定の適用については、同項中「百分の百五十五、」とあるのは「百分の百四

十、「とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(02)八七六六 F A X (02)〇〇五
E-mail:matsubaransatsu@natsubaransatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄